

## 災害時における被災要介護者等への援助に関する協定

世田谷区（以下「甲」という。）と世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会）（以下「乙」という。）は、災害時における介護保険サービスの利用者等に対する援助に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、世田谷区の地域において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、介護保険サービスの利用者等が被災した場合に、安否の確認及び避難所での介護保険サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （安否の確認）

第2条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲から要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、世田谷区内の居宅サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否について、可能な限り確認し、確認することのできた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。ただし、被害が確認されない場合は報告の必要はない。

2 報告は、安否確認結果報告書（別記様式）により行うこととし、電子メール及びファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール及びファクシミリの通信手段を確保することができない場合には、最寄の区役所総合支所等へ必要事項を記載した安否確認結果報告書を持参する方法で行うものとする。

3 甲は、事業所から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

### （避難所での訪問サービスの提供）

第3条 事業所は、第1条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、避難所での訪問介護、訪問入浴介護及び訪問看護（以下「訪問サービス」という）の提供が可能な場合は、派遣可能な地域及び人員について甲へ報告するものとする。

2 甲は、事業者から提供された情報に基づき、避難所での訪問サービスの提供について事業者へ要請する。

3 事業者は、甲から要請に基づき、避難所での訪問サービスの提供について可能な限り協力するものとする。

4 甲は、災害時における介護保険サービス提供の特例の取扱いについて、速やかに事業者へ情報提供を行う。

### （費用負担）

第4条 甲の要請により、事業者が実施する避難所での訪問サービスの提供に要した経費（保険給付の対象となるサービスを除く。）については、甲が負担する。経費の範囲及び額については甲と事業者が協議して決定する。

(従業者の損害補償)

第5条 甲の要請により、事業者の従業員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月世田谷区条例第24号）の規定によりその損害を補償するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

2 この協定は、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有する。

平成19年3月23日

	世田谷区世田谷四丁目21番27号
甲	世田谷区 代表者 世田谷区長 世田谷区世田谷一丁目23番2号
乙	世田谷区介護サービスネットワーク（介護事業者連絡会） 代表者